○新潟県柏崎市中高層建築物等による電波障害防止に関する指導要綱

平成３年３月２５日告示第２９号

（目的）

第１条　この要綱は、中高層建築物等によるテレビ電波等の障害を防止するため、建築主と住民とが互いに協力するに必要な基準を定めて電波障害に関する紛争を未然に防ぐとともに、住民が良好な電波を受信できるようにすることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　中高層建築物等　高さが１０メートルを超える建築物（看板等の附属工作物を含む。）及び建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８８条に規定する工作物をいう。

⑵　建築主　中高層建築物等の建築主又は所有者をいう。

⑶　建築主等　中高層建築物等の建築主、設計者、工事監理者及び工事施工者をいう。

⑷　受信者　中高層建築物等による電波障害を受ける住民をいう。

（適用範囲）

第３条　この要綱は、市内において中高層建築物等の建設事業を行う場合及び市内にある既存の中高層建築物等により電波障害を受けている住民から市長に対し苦情があった場合に適用する。

（原因者責任の原則）

第４条　電波障害の原因となる中高層建築物等の建築主は、自己の責任と負担において電波障害の防止対策を講じなければならない。

（電波障害予測区域の調査）

第５条　建築主は、中高層建築物等の建築により電波障害の発生が予測される区域（以下「電波障害予測区域」という。）を知識、経験及び技術的能力を有する専門業者等に委託するなどしてあらかじめ調査し、できる限り客観的かつ合理的な方法で電波障害の発生する範囲を把握しなければならない。

２　建築主等は、電波障害の発生が予測されるときは、前項の規定による調査により把握した電波障害予測区域の受信者に対し、電波障害の防止対策を示すとともに受信者と積極的に協議しなければならない。

（複数の中高層建築物等による電波障害）

第６条　建築主は、複数の中高層建築物等による電波障害が発生していると推定されるときは、電波障害の主要な原因となっている中高層建築物等を客観的かつ合理的な方法で調査しなければならない。

２　電波障害の主要な原因となっている中高層建築物等の建築主は、前項の規定による具体的な調査資料に基づいて他の建築主と協議して電波障害の防止対策を講じなければならない。

（電波障害防止対策書等の提出）

第７条　建築主等は、中高層建築物等の建築確認申請書又は計画通知書を提出するときは、電波障害防止対策書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、２部市長に提出しなければならない。

⑴　付近見取図、平面図及び立面図

⑵　誓約書（別記第２号様式）

⑶　電波障害予測区域図（一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会が認定するＣＡＴＶ総合監理技術者、第１級ＣＡＴＶ技術者又はＣＡＴＶエキスパート（受信調査）有資格者が作成し押印したものに限る。）

２　中高層建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合においては、電波障害予測区域図の添付を省略することができる。

⑴　周囲に広い空き地その他これらに類する状況で、電波の受信上支障がないと認められるもの

⑵　鉄柱等で、電波の受信上支障がないと認められるもの

３　電波障害の原因となっている既存の中高層建築物等の建築主は、市長から電波障害防止対策書等の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

（共同受信施設の設置）

第８条　電波障害予測区域において共同受信施設が必要となる場合は、その原因となる中高層建築物等の建築主は、自己の責任において共同受信施設を設置しなければならない。

２　前項の規定により設置する共同受信施設は、テレビ放送等の再送信が可能なもので、かつ、おおむね１０年以上の耐用年数が見込まれる良質な器材を使用しなければならない。

（費用の負担及び維持管理）

第９条　建築主は、共同アンテナ及び共同アンテナから受信者各戸の保安器までの設備に要する費用（保安器と屋内配線のつなぎ込みに要する費用一切を含む。）を負担し、かつ、当該設備の

維持管理を行わなければならない。ただし、受信者は、家庭用アンテナの設置費その他テレビ放送等の受信に通常必要とする経費に相当する額を負担しなければならない。

２　建築主が事情により共同受信施設の維持管理を行えない場合には、受信者側において組合等を結成して当該施設の維持管理を行うことができる。この場合における費用の負担については、前項の規定を適用する。

３　受信者は、各戸の保安器の出力端子からテレビ受像機等の屋内配線部分に要する費用を負担し、かつ、当該部分の維持管理を行わなければならない。

（受信者の協力）

第１０条　受信者は、共同アンテナの設置、ケーブル類の通線、私有地内の電柱設置等について積極的に協力しなければならない。

（後住者の取扱い）

第１１条　共同受信施設が設置された後に、新たに電波障害区域に建築物を建築した住民（以下「後住者」という。）が当該施設の利用を希望する場合は、共同受信施設を利用させなければならない。

２　前項の場合において、後住者は、引込線、保安器、屋内配線等の付加施設及び幹線部分の増設に要する費用を負担しなければならない。

（中高層建築物等の建築工事完了後の再調査）

第１２条　建築主等は、中高層建築物等の建築工事完了後速やかに当該中高層建築物等の建築工事完了前における電波障害予測区域の範囲を再調査しなければならない。

２　建築主等は、再調査により電波障害を受ける区域を新たに発見した場合は、直ちにその区域についての電波障害の防止対策を講じなければならない。

前　文（抄）（平成６年３月３１日告示第４４号）

平成６年４月１日から実施する。

附　則（平成６年３月３１日告示第４４号）

この要綱の施行の際、現に使用している様式については、当分の間、従前の様式によることができる。

前　文（抄）（平成１０年８月１０日告示第７６号）

平成１０年１０月１日から実施する。

前　文（抄）（平成１２年１２月１１日告示第１１３号）

平成１２年１２月１３日から実施する。

附　則（平成１２年１２月１１日告示第１１３号）

この要綱の施行前に、従前の規定により郵政大臣が認定した有線テレビジョン放送技術者については、当該認定の有効期間の満了する日までの間は、改正後の第７条第１項の社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会認定の有線テレビジョン放送技術者とみなす。

前　文（抄）（平成２６年１１月２５日告示第１４２号）

告示の日から実施する。

前　文（抄）（平成３０年８月１７日告示第１１３号）

告示の日から実施する。

電　波　障　害　防　止　対　策　書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

建築主　　住所

（所有者）　氏名　　㊞

次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="2">建　設　地</td><td>所在（予定）地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>敷　地　面　積</td><td colspan="3">㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中高層建築物等の概要</td><td colspan="2">用途</td><td>建築面積　　㎡</td><td>延べ面積　　㎡</td></tr>
<tr><td>高さ　　m</td><td>階数　　階</td><td>構造</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電波障害予測区域の調査者</td><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="3">電話　　（　　）　　番</td></tr>
<tr><td>資　　格
（該当する資格の番号に〇印をつけること。）</td><td colspan="3">1　ＣＡＴＶ総合監理技術者
2　第１級ＣＡＴＶ技術者
3　ＣＡＴＶエキスパート（受信調査）
4　その他（　　）
技術者番号　第　　号
氏名</td></tr>
<tr><td>電波障害防止対策（具体的かつ詳細に記述すること。）</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（添付書類）

1　付近見取図、平面図及び立面図

2　誓約書（別記第２号様式）

3　電波障害予測区域図（1/2,500～1/500 程度の地図に表示したもの）（注）

注　電波障害予測区域図を省略する場合は、その理由を「電波障害防止対策」欄に記載してください。

第２号様式（第７条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

建築主　住所

氏名　　㊞

この度、柏崎市　　町　　丁目　　番地に建築する中高層建築物等が原因となって電波障害が発生する場合は、誠意をもって電波障害の防止対策を講ずることを誓約します。